

取り組むべき施策についてのこれまでの主な議論

(1) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の充実に向け目指すべき姿 (これまでの関連する議論に基づいて作成)

- 特異な才能のある児童生徒が普段過ごす学校の教室では、子供たち一人一人の多様性を認めながら、それぞれを包摂する学級経営が行われている。具体的には、特異な才能のある児童生徒の特性や必要な支援等について理解している教師等の下、一人一台端末も活用しつつ、学習内容の習熟の程度に応じた自由度の高い学習も取り入れながら、学びを一層深め広めている。また、他の児童生徒を認め認められ、自らの存在感を実感している。
- また、上記の姿が実現してもなお、特異な才能のある児童生徒がその才能や認知の特性がゆえに普段過ごす教室で学習することに困難が生じている場合には、一時的に別の教室等で学習したり過ごしたりすることができるようになっていく。その教室等は、普段過ごす学校の教室とのつながりを持ちながら、特異な才能のある児童生徒が過ごしやすい居場所としての環境整備がされている。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと相談することができる。
- さらに、特異な才能のある児童生徒は、その才能や特性の必要に応じて、大学や民間事業者、NPO法人、教育支援センターなどの学校外の様々な機関等が学校と連携することにより、自分に合った学びを進めることができ、これまでの困難を解消し才能を伸長することができている。特異な才能のある児童生徒は、学校にいながらオンラインでこうした学校外の機関等のプログラムとつながることもあるし、実際に学校外の機関等に行くこともあるし、学校外の機関等の職員が学校に来ることで指導を受けることもある。
- こうした特異な才能のある児童生徒を取り巻く教育環境について、家庭や地域社会など特異な才能のある児童生徒を取り巻く関係者から理解され、協力を得ている。

(2) 具体的な施策に関わる議論の整理

(これまでの関連する議論に基づいて作成)

- これまでの議論を整理すると、今後取り組む具体的な施策としては、以下の5つに整理できるのではないかと。

 - ①特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進
 - ②多様な学習の場の整備等
 - ③特性等を把握する際のサポート
 - ④学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供
 - ⑤実証研究

- これら施策にはそれぞれできるものから取り組むが、⑤の実践研究を進める過程では、①から④で取り組んだ成果を、適宜取り入れるとともに、⑤で得られた知見をもとに①から④の施策を、随時更新するなど、全体としての施策の質的向上が図られるよう総合的に取り組むことが求められるのではないかと。

①特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進

<これまでの関連する議論>

- 特異な才能のある児童生徒の支援のためには、教職員の理解を深めることが必要。
- そのため、特異な才能のある児童生徒の特性や支援の在り方などについて、動画を活用した理論的な研修や、実際の場で実践力を高める研修を行っていくことが必要。
- 研修は、教師に向けた研修のほか、教師以外の専門スタッフに対するものも考えられるのではないかと。
- 研修の実施に当たっては、理論的な研修はもちろん、実践的な研修として特異な才能のある児童生徒に対する支援の様子を記録した動画を活用するなどICTを有効に活用するなどの工夫が考えられるのではないかと。
- 国は、こうした研修が各県で行われるよう促すとともに、校内研修のための動画を作成し、周知する。
- 加えて、本有識者会議で得られた知見について参考資料にまとめるなど情

報提供に努める。

- また、特異な才能のある児童生徒の保護者、そうでない児童生徒の保護者、地域社会の理解を醸成していくことも重要。

②多様な学習の場の整備等

<これまでの関連する議論>

- 特異な才能のある児童生徒は、普段過ごす教室には居づらい場合があり、一時的に空き教室や図書館などで、安心して過ごせるようにすることが考えられる。
 - 例えば、不登校支援対策として取組が進んでいる校内に設置した教育支援センターの活用が有効なのではないか。
 - その際は、安心して過ごせるための工夫として、児童生徒の心理面に配慮した室内環境の工夫や、児童生徒を見守る者の配置が期待される。
 - 医療・福祉・心理など教育とは別の観点から児童生徒に関わり、情緒面等に対する支援を行う観点から、養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用も重要。また、学習面に対する支援を行う観点から知的好奇心を満たす図書の紹介ができる学校司書や、必ずしも特定領域に専門性を持っていなくても、児童生徒に寄り添ってきめ細かな対応を行う学習指導員（大学生などを含む）による支援も期待される。
 - 国は、これらの人材の配置に関わる補助金等を周知する。
- また、1（4）①で述べた文部科学省における支援策や既存の制度については、引き続き推進していくことが重要。具体的には、
- ・ 先進的な理数系教育を実施する高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール（SSH）に指定し、支援することを通じて将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図る「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業」を引き続き推進するとともに、意欲能力が高い小中学生がSSH指定校の取組に参加できるよう、その体制を強化するための支援を実施することが求められる。
 - ・ Society5.0 をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグロ

ーバル人材を育成するリーディング・プロジェクトとして「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」については、高校生に高度な学びを提供する拠点校を全国に配置し、コンソーシアム構築を推進する。

- ・理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別なプログラムを提供し、その能力等の更なる伸長をはかる「ジュニアドクター育成塾」や、卓越した意欲・能力を有する高校生等を対象に、学校教育では対応しきれない個に応じた学習を通じて将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材の育成を図る「グローバルサイエンスキャンパス」については、児童生徒の移動可能範囲を考慮した上で、アクセス機会が確保できるよう、今後、実施機関を拡大することが有効である。
- ・世界で活躍する卓越した科学技術人材の輩出等を目的に、主に理数系の意欲・能力が高い中高生が科学技術に係る能力を競い、相互に研鑽する場である科学技術コンテストについては、幅広い年齢層を対象とできるような参加枠の拡大や、参加の機会を確保するための周知・広報等を実施することが有効である。
- ・我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、美術、音楽、舞台芸術等各分野の若手芸術家等に海外で実践的な研修の機会を提供する「新進芸術家海外研修制度」において、音楽・舞踊分野の高校生の派遣も引き続き実施する。
- ・スポーツ分野において特異な才能を有する児童生徒については、その才能を見だし、伸長していくための取組を引き続き推進する。

- さらに、特定分野に特異な才能のある児童生徒のキャリア形成に当たっては、多様な学びを蓄積し、振り返り、自己効力感の向上につなげていくため、ポートフォリオとしてのキャリア・パスポートが有効であり、その活用を推進する。

③特性等を把握する際のサポート

<これまでの関連する議論>

- 3（1）で述べたとおり、特異な才能についての一律の定義を置き、その定

義に当てはまる者を「特異な才能のある児童生徒」とすることはしないが、困難を抱える児童生徒に対してより適切な支援を行うため、特異な才能のある子供たちの認知・発達や行動の特性、才能に伴う学習・社会情緒的な困難を把握することが重要。

- また、特性をある程度可視化することによって子供たちが自分自身を知り、環境との関わり合いの中で自分の人生をどう生きていくかを考えることにもつながる。
- 民間事業者による取組において、こうした把握に資するツールが既に活用されている事例などが見受けられることから、国は、特異な才能のある子供たちの特性等の把握のためのツールに関する情報を収集し、共有できるようにする。
- なお、こうしたツールは全ての児童生徒に対して一律に行われるべきものではなく、特異な才能のある児童生徒の支援を行う中で、必要に応じて行われるものである。
- こうして把握された特性等については、学校、児童生徒、保護者が共有できるポートフォリオに蓄積することが大切である。また、こうすることで、進級・進学の際に子供の特性について説明し続けなければならない当該児童生徒の保護者の負担軽減にもつながる。
- なお、このように把握する特性は固定的なものではなく、子供の学習や発達の状況等に応じて変化していくものであることに留意が必要。
- 他方、学校外の機関は、個別のプログラムごとにその目的に応じた参加基準を設け、その基準に基づいた才能の見出しを行っているが、上記ツールは、その基準の作成に当たっても活用できるものであることが期待される。

④学校外の機関にアクセスできるようにするための情報集約・提供

<これまでの関連する議論>

- 特異な才能のある児童生徒には、その才能を伸長できる機会を広く学校外の機関からも提供することが必要。
- 特異な才能のある児童生徒の中には、所属する学校の同級生と話がなかなか合わないという場合があるとされ、こうした場合に学校外で興味を同じくする者と出会えることは有意義である。

- 学校外の機関等においては、実際に特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わる様々なプログラムが展開されている。また、才能の伸長のみならず、情緒面のサポートにも焦点を当てたプログラムが展開されている場合もある。
- 国は、②で述べた国が行うプログラムも含め、特異な才能のある児童生徒の指導・支援に関わる学校外の様々な機関が提供するプログラム（プログラムの目的に応じた才能の識別方法や、指導・支援のノウハウを含む。）やイベント、関わる人材などについて、情報を集約し、提供する仕組みをつくる。具体的には、オンライン上にプラットフォームを構築することで、ワンストップで検索ができるなど、より使いやすいものとするのが重要である。CSTI 教育・人材育成ワーキンググループ「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和4年6月2日、総合科学技術・イノベーション会議）を踏まえ検討されている探究・STEAMに関する様々な情報を集約するプラットフォームを活用することも考えられる。
- なお、児童生徒がいろいろな事業等に挑戦し、自らの特性や関心について理解を深めることができるよう、情報の提供の在り方としては、事業等の目的や対象を分けすぎないことにも留意するべきである。

⑤実証研究を通じた実践事例の蓄積

ア 実証研究の必要性

<これまでの関連する議論>

- これまで述べてきたとおり、特異な才能のある児童生徒の困難を解消し、才能を伸長することは、当該児童生徒のために重要であることはもちろん、一人一人の才能や個性が尊重され、多様性を重視する社会を形成する観点からも意義深い。このため、学校外の機関とも連携し、オンラインも活用しながら、指導・支援の取組を行っていくことが必要。
- しかし、これまで特異な才能のある児童生徒を念頭に置いた指導・支援の取組はほとんどなく、教育委員会や学校に対して直ちに取組の充実を求めることには戸惑いや弊害が生じる可能性がある。
- そこで、実際にいくつかの主体で実証的な研究を行い、実践事例を蓄積した

上で横展開を図っていくことが必要。

イ 実証研究を通じて検証すべきこと

<これまでの関連する議論>

- このため国は、教育委員会・学校等と連携し、特異な才能の児童生徒に対する指導・支援について次のような事項について実証研究を行うべきである。

(学校内での取組に関すること)

- ・ 自由度の高い学習の在り方（例えば、異学年に属する児童生徒が同じ場で学習することの有効性を含む）
- ・ 多様性を包摂する学校教育環境の在り方（学級経営の在り方を含む）
- ・ 指導・支援に取り組むための多様な学びの場の設定や連携の在り方（児童生徒が普段過ごす教室や学校内の他教室、学校外）
- ・ 才能と障害を併せ有する児童生徒への対応

など

(学校と学校外との連携に関すること)

- ・ 学習面・生活面にわたる学校と学校外との機関との連携による指導・支援の方法
- ・ 学校外の機関と連携して学習を行う際の学習状況の把握の在り方
- ・ 才能と障害を併せ有する児童生徒への対応

など

(児童生徒を取り巻く環境の整備に関すること)

- ・ 教職員や保護者、地域社会の理解の醸成
- ・ 各主体間の情報の連携・共有の在り方、機微な情報の共有の在り方、進学時の情報の引き継ぎなど学校段階間の連携の在り方

など

ウ 研究を実施する際の留意事項

<これまでの関連する議論>

(研究の枠組みに関すること)

- 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の役割は第一義的には在籍校及び当該学校を設置する自治体が担うこととなるが、小・中学校を設置する市町村の中には規模が大きくなり、特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援を進めるための人的・物的な資源が十分確保できない市町村も存在することが懸念される。このため、広域自治体である都道府県が、市町村の取組を支援する観点から役割を果たしていくことが求められており、都道府県の役割や、市町村との役割分担などについても研究が必要である。
- また、学校段階によって、制度も児童生徒の発達状況も設置者も異なるので、それぞれに応じた検討が必要。高校は既存制度の枠内で学校外学修の単位認定を有効活用していくことも考えられる。

(学校内での取組に関すること)

- 普段過ごす教室においては、児童生徒それぞれの個性を互いに尊重することや、児童生徒同士の教え合い・学び合いを深めること、学校外の機関が提供するプログラムを受けた児童生徒がその成果等を他の児童生徒に共有しやすい風土の醸成など、特異な才能のある児童生徒を受け入れる包摂的な学級経営を行っていくことが重要である。
- イに掲げた事項は、通常の学級における指導のみならず、特別支援学級における指導、通級による指導においても有効であり、対象となりうるものである。

エ 実証研究のアウトプット

<これまでの関連する議論>

- 国は、これらの検証の成果を全国に展開するとともに、必要に応じ制度改正を検討する。